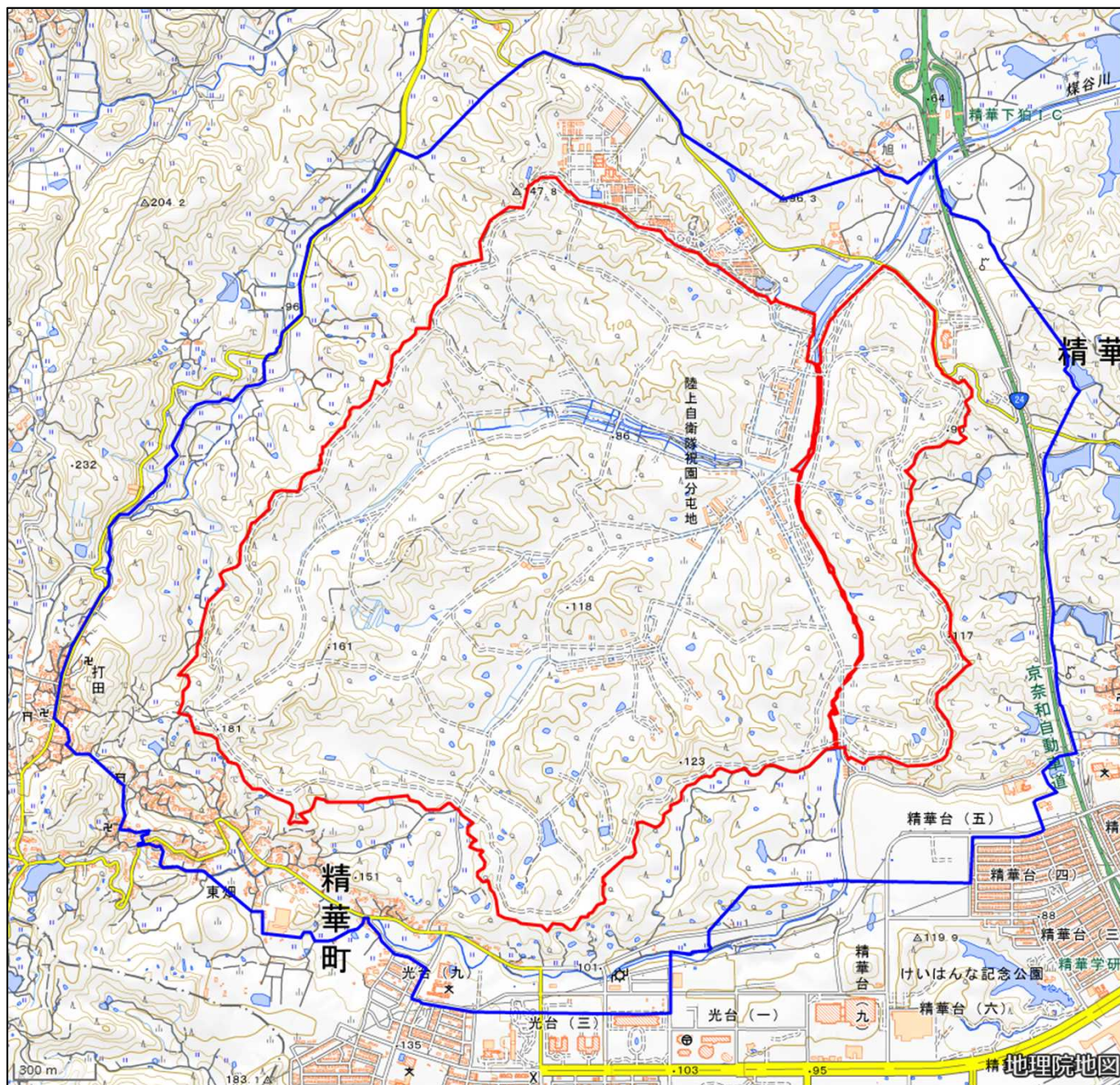


陸上自衛隊宇治駐屯地祝園分屯地

対象防衛関係施設の所在地	京都府相楽郡精華町	大字北稲八間小字縄田二百五十九番地
対象防衛関係施設の区域	京都府京田辺市	打田上羽川、打田仕切ヶ谷、打田下羽川、打田瀧替、打田中羽川、水取菰谷及び水取寺ヶ谷（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	京都府相楽郡精華町	北稲八間、南稲八妻及び大字東畑（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	京都府京田辺市	打田上羽川、打田仕切ヶ谷、打田地蔵山、打田下羽川、打田瀧替、打田中羽川、打田西羽川（次の図面に示す部分に限る。）、打田羽川口（次の図面に示す部分に限る。）、打田峰山、打田宮東、打田宮前（次の図面に示す部分に限る。）、水取梅ノ木峠（次の図面に示す部分に限る。）、水取菰谷、水取須鎌（次の図面に示す部分に限る。）、水取寺ヶ谷及び水取羽川（次の図面に示す部分に限る。）
	京都府相楽郡精華町	北稲八間、精華台、光台、南稲八妻、大字下粕及び大字東畑（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
備考		
<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

# 陸上自衛隊宇治駐屯地祝園分屯地周辺地域 (京都府相楽郡精華町大字北稻八間小字縄田259番地)



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。また、地図上に記載した区域を示す線はデータ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略の位置を示す参考図として御利用ください。なお、対象施設の区域及び対象施設周辺地域に御不明な点がある場合には、対象施設の管理者にお問い合わせください。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域

